

2025年度名誉フードスペシャリストの推薦について

1. 推薦の対象となる者

名誉フードスペシャリストは、

- ①食に関する深い又は幅広い知識を有する者、
- ②食品産業の発展に貢献した者、
- ③食に関する情報発信を通じて市民の食生活の向上に貢献した者、
- ④フードスペシャリストに対する深い理解を有する者、
- ⑤協会の活動に対する貢献が大きい者、

のいずれかに該当する者（詳細は、「名誉フードスペシャリストの推薦要件の内規」を参照）であって、フードスペシャリストが目指す目標像となる者とする。

2. 推薦者

名誉フードスペシャリストの推薦者は、養成機関を有する教育機関の代表者、協会の理事及び専門委員とする。ただし、各教育機関からの推薦枠は、毎年1名とする。

3. 推薦の様式

名誉フードスペシャリストの推薦者は、別添の推薦様式により、推薦書を公益法人日本フードスペシャリスト協会に提出する。

4. 推薦の締切

2025（令和7）年3月31日

5. その他

(1) 表彰状の授与

理事会で決定された名誉フードスペシャリストへの表彰状は、直接本人に対して授与することとするが、総会に出席した名誉フードスペシャリストに対しては、会長から表彰状を授与することができる。

(2) 助成事業

教育機関・団体等が実施する食品、食生活その他食に関する国民一般向けの講演会等において、名誉フードスペシャリストを招請する場合、令和7年度啓発活動推進事業実施要綱に基づき、その費用の一部を協会が負担する。

公益社団法人日本フードスペシャリスト協会
名誉フードスペシャリストの推薦等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公益社団法人日本フードスペシャリスト協会（以下「協会」という）表彰状授与規程第5条に基づき、名誉フードスペシャリストを推薦、表彰する際に必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 名誉フードスペシャリストを推薦するための要件は、次のいずれとする。

- (1) 食に関する深い又は幅広い知識を有する者
- (2) 食品産業の発展に貢献した者
- (3) 食に関する情報発信を通じて市民の食生活の向上に貢献した者
- (4) フードスペシャリストに対する深い理解を有する者
- (5) 協会の活動に対する貢献が大きい者

(表彰の実施)

第3条 会長は、総会に出席した名誉フードスペシャリストに対しては、表彰状を直接授与することができる。

(称号の活用)

第4条 会長は、名誉フードスペシャリスト自らが活動を行う際、名誉フードスペシャリストの称号を積極的に活用するよう依頼する。

(活動の周知)

第5条 協会事務局は、名誉フードスペシャリストの活動を広く会員に紹介するため、協会のホームページに「名誉フードスペシャリスト」のコーナーを設け、名誉フードスペシャリストのご事績等を掲載する。

附 則

この要領は、令和3年10月1日から施行する

「名誉フードスペシャリストの推薦要件の内規」

名誉フードスペシャリストの推薦等実施要領第2条に定める要件について、内規を定めるものとする。

第1 第2条に定める推薦要件の細目は次のとおりとする。

- (1) 食に関する深い又は幅広い知識を有する者
 - ① 食品、栄養、食品生産・流通などの分野の学会で、会長又は副会長を務めた者
 - ② 食品、栄養、食品生産・流通などの学会で受賞歴のある者
 - ③ 食品、栄養、食品生産・流通などの分野の大学の学長並びに学部長などしかるべき役職を務めた者
 - ④ 食品、栄養、食品生産・流通などの分野の公的研究機関で研究所長やしかるべき役職を勤めた者
 - ⑤ 食品、栄養、食品生産・流通などの企業の研究所などで所長やしかるべき役職を務めた者
- (2) 食品産業の発展に貢献した者
 - ① 食あるいは食産業の振興に対する功績で大臣表彰や都道府県知事表彰を受けた者
 - ② 食あるいは食産業の振興を目的とする公益法人が表彰する賞の受賞歴のある者
 - ③ 食品製造業の社長などの役員、工場長（これと同等以上の職位を含む）を歴任した者
 - ④ 食品流通業の社長などの役員（これと同等以上の職位を含む）を歴任した者
 - ⑤ 社会的に評価の高い（ミシュランガイドに掲載されるなど）料理店経営者や料理長相当職を歴任した者
- (3) 食に関する情報発信を通じて市民の食生活の向上に貢献した者
 - ① 料理研究家として相応の経歴を持ち、著書やマスコミを通して料理技術の教育や食文化の向上に寄与している者
 - ② 食物や料理関係のジャーナリストとして相応の経歴を持ち、著書や出版物、マスコミ、SNS等により食文化の向上に寄与している者
- (4) フードスペシャリストに対する深い理解を有する者
 - ① 大学又は短期大学において、フードスペシャリスト授業科目を10年以上担当した者
- (5) 協会の活動に対する貢献が大きい者
 - ① 協会の理事又は監事を2期以上務めた者
 - ② 協会の専門委員を3期以上務めた者

第2 要件について、疑義を生じた場合は、その都度、理事会において協議する。